

## 情報提供の現状及び広報・職員研修実績

広報及び研修日	対象者	内容
広報さむかわ（平成19年7月号）	町民	別紙1のとおり
平成21年1月7日午前・午後	主査級以上の職員	審議会等の会議の公開に関する規則（案）及びパブリックコメント手続きに関する規則（案）の制度説明と流れの説明
広報さむかわ（平成21年9月号）	町民	別紙2のとおり
平成24年4月	平成24年4月新採用職員	自治基本条例（解説）を配り説明

# 協働のまちづくりを目指して

## 町自治基本条例が四月一日に施行

町自治基本条例は、町民主体の自治を実現するためにまちづくりの基本的な事項を定めた条例です。  
町民の皆さんと町がそれぞれの役割や責任を果たしながら、協働するまちづくりを理念としています。

### なぜ自治基本条例が必要なのか

これまでのまちづくりは、国が制度や政策を作り、地域がそれを実行するという画一的なものでした。

しかし、地方分権を推進する法律の施行や三位一体の改革の推進、価値観の多様化などにより生まれた「地域のことは地域で考え実行する」という考え方から、地域の資源、特性を活かした個性的なまちづくりが求められる時代が到来しました。  
そこで、町の自治の基本

方針やまちづくりのあり方を示し、町民の皆さんが町政に関わるための仕組み、ルールを定める必要性から、

### 「町民と町が協働するまちづくり」を基本理念に、まちづくりの指針を定める

町民主体の自治の実現のため、町、町長、町議会、町議会議員、町職員、そして町民の皆さんがそれぞれ果たすべき責務を定めました。

協働するまちづくりのために、町民の皆さんには町が持つ情報を知る権利があ

町は、重要な計画や条例の策定などに町民の皆さんが参画する権利を保障し、意見の反映に努めます。  
そのためにパブリックコメントや審議会等の委員の公募などを制度化します。

町は、自治会などのコミュニティ組織やNPO、ボランティア団体等が行うまちづくりに関する活動を支援します。

町は、まちづくりに関する重要事項の決定に住民投票を実施できること、その際には町に住所を有する満十八歳以上の人が投票に参加できることを定めました。  
住民投票に関する条例を作り、詳細はその中で決めています。

効果的かつ効果的な町政運営のため、町は行政評価を行い結果を公表します。  
財政状況も定期的に公表します。

この条例の趣旨に沿ったまちづくりを進めるために、町民主体の推進体制としてまちづくり推進会議を設置します。

### 協働のまちづくりに向けた新たな制度

時代や環境の変化に合わせて、この条例は必要に応じて見直されます。

条例の趣旨に沿って次の制度を新たに設けます。

町民の皆さんがより町政にかかわりやすくするための仕組みを整えていきます。

◆ 審議会等の委員の公募

◆ 会議の公開

◆ パブリックコメント

◆ まちづくり推進会議

☞ 町民課 白（74）1111

1 住民協働担当 FAX（74）

5613



# 「審議会等の会議の公開」で より開かれた町政へ 「パブリックコメント手続」で 積極的に町政へのかかわりを

町では、9月1日から「審議会等の会議の公開に関する規則」と「パブリックコメント手続に関する規則」を施行します。

この2つの規則は平成19年4月に施行した寒川町自治基本条例に基づき、町民の皆さんが町政にかかわる機会を保障するために定めるものです。

☎町民課 自(74) 1111 内線 171 住民協働担当 FAX (74) 5613

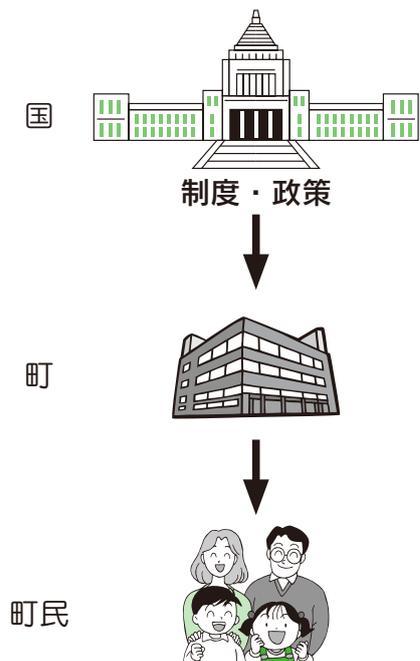
## 自治基本条例は 町の憲法

これまでは、国が制度や政策を作り、自治体はそれを実行するだけという、全国画一的なまちづくりが行われてきました。

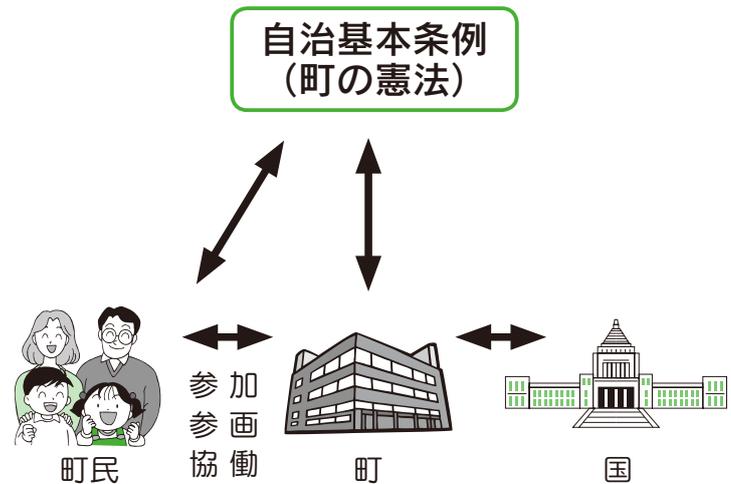
しかし、人々の価値観が多様化したり、地域の資源や特性を生かした個性的なまちづくりが求められるようになったりしたことなどから、国の法律も改められ、「地域のことは、地域で考え、地域で決めて実行しよう」という地方分権の時代になりました。

自治基本条例は、自分たちのまちづくりを、自分たちで考え、実行するための基礎となるきまりとして制定したもので、いわば「町の憲法」といえるべきものです。

### 画一的なまちづくり



### 個性的なまちづくり



## この2つの規則によって何がどうなるの？

### 審議会等の会議の公開



審議会等の運営がより公正なものになる

### パブリックコメント手続



案の段階で計画や条例の内容が分かる



何が議論されているのかが明らかになる



案の段階で意見を出すことができる



町民の皆さんに町への関心を深めてもらう



意見に対する町の考え方が分かる

## 町民と町が協働する まちづくりのために

この自治基本条例は、「町民と町が協働するまちづくり」を基本理念として、町民の皆さんが主体のまちづくりを目指す条例です。町民の皆さんと町が協働するためには、町が持つ情報を町民の皆さんと共有し、町民の皆さんにまちづくりに積極的にかわかってもらうことが重要です。そのためには、町で開催する審議会等の会議を公開し、町で何が議論されているのかを知ってもらうことが不可欠です。また計画や条例などを作ったり改めたりするとき、意見をもらう仕組みを設けて、そこで出された意見に町が考え方を示すことで、町政とのかわわりを持つってもらうことも必要です。

「審議会等の会議の公開に関する規則」と「パブリックコメント手続に関する規則」は、どちらも町民の皆さんが町に関する情報を知り、町政にかかわる機会を町が保障するために必要なルールです。

## 二つの規則の パブリックコメント 手続の実施結果

「審議会等の会議の公開に関する規則」と「パブリックコメント手続に関する規則」の制定にあたり、五月に規則の案に対するパブリックコメント手続を行いました。

その結果については、町ホームページや町役場二階情報公開コーナー、各公民館等、寒川総合図書館で閲覧できます。



# 審議会等の会議の公開 に関する規則

自治基本条例では、まちづくりにおいて、町民の皆さんと町が相互に情報を共有することを基本としています。

この規則では、町が設置する審議会等の会議を原則公開とし、その具体的なルールを明らかにしています。審議会等の透明で公正な運営を図り、町民の皆さんに町政に対する理解や関心を深めてもらうことで、まちづくりにより一層参加し、町政にかかわってもらうことを目指すものです。



## 審議会開催の大まかな流れ

原則として開催日の2週間前までに公開・非公開にかかわらず会議開催の事前公表  
(広報、町ホームページへの掲載、町施設への開催のお知らせの掲示)



会議当日（公開の場合は定員の範囲内で傍聴可）



会議終了後、議事録の作成

確定した議事録の写しと会議資料を速やかに公表  
(決められた場所へ備え付け、町ホームページへの掲載)  
※非公開の会議の場合でも議事録を公表。  
(非公開情報に該当する部分を除く)

## 審議会等の会議の公開

### Q & A

Q 審議会等って何？

A 地方自治法の規定に基づき法令や条例の定めにより設置する諮問、調停、審査、審議、調査などのための機関（これを附属機関といいます）と、町政に町民や有識者などの意見を反映させる目的で要綱などにより設置される協議会、委員会、懇話会などの機関を審議会等といいます。

Q 審議会等の会議はすべて公開なの？

A 原則として審議会等の会議はすべて公開です。例外として次の場合は非公開となる場合があります。

- 法令や条例で非公開とすることが定められている
- 議事内容に個人情報など町の情報公開条例に規定する非公開とするべき情報を言んでいる

Q 傍聴したいときはどうするの？

A 原則として誰でも傍聴の申し込みができます。開催当日の受け付けになりますので、指定された時間までに指定された場所にお越しください。定員を超えた場合は抽選になりますので、傍聴できない場合があります。

Q 会議の資料はもらえるの？

A 傍聴する人に限り、委員に配布したものと同じ資料をお渡しします。

## パブリックコメント手続の 大まかな流れ

計画や条例などの案の策定



パブリックコメント手続実施についての周知  
(広報、町ホームページへの掲載、町施設への掲示)



意見募集開始

意見募集締め切り

パブリックコメント  
手続実施  
(30日以上の間)

意見の分類・整理、意見に対する町の考え方の整理

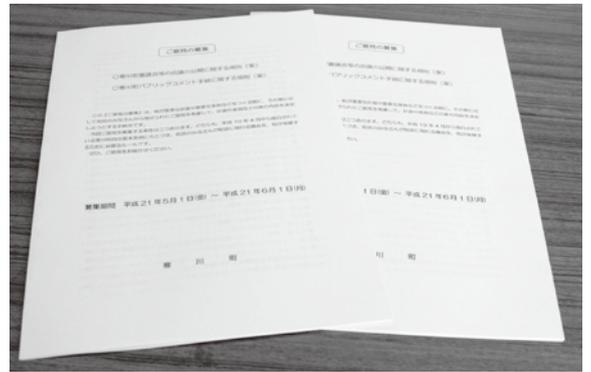
パブリックコメント手続実施結果の公表  
(広報、町ホームページへの掲載、町施設での閲覧・配布)

# パブリックコメント手続 に関する規則

自治基本条例では、重要な計画の策定などを町が行う場合に、町民の皆さんの意見を求めることを定めています。

この規則は、町が町民の皆さんの意見を求める手続きの具体的なルールを明らかにするものです。

町が意思決定にあたり計画等の概要を示し、提出された意見に対する考え方を公表することで、町民の皆さんが町政にかかわる権利を保障し、町としての説明責任を果たしていきます。



## パブリックコメント手続 Q&A

**Q** パブリックコメント手続って何？

**A** 町が重要な計画や条例などを作ったり改めたりするときに、案の段階でその趣旨や目的、内容などを公表し、町民の皆さんから意見を募集します。

提出された意見を分類・整理し、意見に対する町の考え方を整理し、公表します。

この一連の手続のことをパブリックコメント手続といいます。

**Q** 町はどんなときにパブリックコメント手続をするの？

**A** ●町の基本的な方針や制度を定める条例や計画など ●町民の皆さんの生活や事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例 ●町が行う公共施設整備や市街地開発事業の計画などを作ったり改めたりするときに行います。

**Q** どうやって意見を提出するの？

**A** 案の公表場所に設置された意見提出箱へ直接入れる方法のほか、郵送、ファクス、電子メールでも提出することができます。

**Q** 提出された意見はどうなるの？

**A** 案に反映させられるものは積極的に反映します。反映しなかった意見に対しても町の考え方について公表します。